

南砺市農業委員会告示第 1 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積を次のとおり定める。

令和 2 年 12 月 4 日

南 砺 市 農 業 委 員 会
会 長 前 川 十 一

1 農地法施行規則第 17 条第 2 項による区域

区 域	下限面積	備 考
南砺市の区域の一部 （旧平村、旧上平村、旧利賀村の区域）	10 アール （1000 m ² ）	平成 21 年 12 月 15 日 から適用中

2 農地法施行規則第 17 条第 2 項による区域（筆指定）

区 域	下限面積	備 考
南砺市の空き家に付随した農地 （農業委員会が指定した農地に限る）	0.1 アール （10 m ² ）	令和 3 年 3 月 1 日から 適用